

会議名称	平成24年度第3回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成24年10月31日(水) 14時から16時32分まで	
場所	杉並区役所 第4会議室 (中棟6階)	
出席者	委員	江藤会長、井上委員、大浦委員、柴田委員、高橋委員、谷委員、花形委員、光森委員、横山委員、大槻委員、大和田委員、奥山委員、新城委員、鈴木委員、山本委員、小幡委員、北島委員、茶谷委員
	実施機関	加藤杉並福祉事務所長、小峰高円寺事務所担当課長、高橋保健福祉部管理課長、植田高齢者在宅支援課長、武井障害者施策課長、森山住宅課長、吉野みどり公園課長、阿部人材育成課長、小知和地域安全担当課長、中村区民生活部管理課長、村上産業振興センター副参事
	事務局	関谷情報・法務担当部長、松川情報システム課長、斎藤政策法務担当課長、本橋情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	・資料1 平成24年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成24年度第3回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当日	・会議次第

【会議内容】

- 平成24年度第2回会議録の確定
- 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
諮問第43号	生活保護に関する業務の外部委託について(追加)	決定
報告第23号	健康長寿モニター事業に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第44号	健康長寿モニター事業に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第45号	健康長寿モニター台帳管理(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定
報告第24号	家具転倒防止器具の取付け助成制度に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第46号	家具転倒防止器具取付状況管理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
報告第25号	災害時要援護者支援対策に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第47号	災害時要援護者支援対策に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第48号	災害時要援護者情報管理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定

(裏面に続く)

報告第 26 号	マンション耐震化等管理の適正化・再生の促進に関する業務の登録について（新規）	報告了承
諮問第 49 号	マンション耐震化等管理の適正化・再生の促進に関する業務の本人以外からの個人情報の収集について（新規）	決 定
諮問第 50 号	マンション耐震化等管理の適正化・再生の促進に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
報告第 27 号	公園台帳に関する業務の登録について（追加・変更）	報告了承
諮問第 51 号	公園台帳システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
諮問第 52 号	職員研修に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
報告第 28 号	安全・安心学生ボランティアに関する業務の登録について（新規）	報告了承
諮問第 53 号	安全・安心学生ボランティアに関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 54 号	安全・安心学生ボランティア登録者管理（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
報告第 29 号	外国人学校児童・生徒保護者補助に関する業務の登録について（追加）	報告了承
一般報告	就労相談に関する業務について	報告了承

会長	<p>本日はご多忙のところ、当審議会にご出席いただき、ありがとうございます。本年度第3回の審議会を開会いたします。</p> <p>初めに、本日都合により欠席される委員の方はいらっしゃいますか。</p>
情報・法務担当部長	濱田委員、山岡委員から、ご欠席の連絡をいただいております。
会長	<p>議題に入ります。まず、前回会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件について審議をしていきたいと思えます。</p> <p>最初に会議録の確定ですが、いかがでしょうか。</p>
情報政策課長	事務局からは、修正、補足の説明はございません。
会長	<p>委員の皆様から、前回会議録について、訂正箇所、ご意見等がありますか。ないようですので、平成24年度第2回会議録は確定といたします。</p> <p>次に、報告・諮問事項に入ります。情報・法務担当部長、諮問文をお願いいたします。</p>
情報・法務担当部長	諮問文を読み上げ、会長に渡す。
	(諮問文手交)
会長	<p>ただいま諮問文を頂戴いたしました。報告・諮問事項の審議に入ります。最初に、諮問第43号から諮問第45号まで、報告第23号について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>諮問第43号 報告第23号、諮問第44号、諮問第45号</p>	
情報政策課長	<p>諮問第43号について説明する。</p> <p>報告第23号、諮問第44号、諮問第45号について説明する。</p>
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますか。
委員	諮問第43号の生活保護について伺います。これは本人同意なしでやるということですか。
杉並福祉事務所長	生活保護法に基づき、本人同意なしで情報を収集します。
委員	後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品を使ってほしいというのは、医療費を下げるために厚生労働省もずっと言い続けています。近いところではたしか平成20年に、処方せんの様式を変えたりして工夫されていますが、今回、生活保護受給者の人に対してだけ、お願いする背景についてご説明をお願いします。
杉並福祉事務所長	<p>誤解があるといけないのですが、生活保護受給者に対してだけ、ということではなく、国を挙げて国民健康保険や一般の健康保険組合の加入者に対しても、後発医薬品の普及促進をやっているところです。</p> <p>国が、平成24年度までに後発医薬品の数量ベースの使用率を、30%ぐらいにしたいという目標を定めています。昨年秋で23%弱ぐらいでした。今年度、厚生労働省から、特に生活保護受給者についてもこの施策を進めていくという通知が出ましたので、全国の自治体が一斉にこれに取り掛かっているという状況です。</p>

委員	「ジェネリック医薬品希望カード」というものを学会が用意しており、自治体によっては、医療機関で提示してください、と呼び掛けているところもありますが、当区においてはどのようになさっているのですか。
杉並福祉事務所長	杉並区では、国保年金課で「国民健康保険の手引」という冊子を作っています。その中に「ジェネリックカード」というものを差し込んでおり、ご希望の方は薬局の窓口でそれを提示していただくことを、既に始めております。
委員	そうすると、特に生活保護の方に差別的な扱いをしているわけではない、ということですか。
杉並福祉事務所長	委員のおっしゃるとおりです。国全体で取り組んでいくことの一環として、たまたま今年度は、生活保護受給者に対して取り組み始めたということで、生活保護受給者だけにこの施策をやっていく、ということではありません。
委員	わかりました。法律に根拠があるから本人の同意なく個人情報を収集する、ということですが、そのようにして個人情報を収集するからには、ジェネリック医薬品に関する適正な情報提供が必要だと考えます。 そこで、ジェネリック医薬品の効果については、先発医薬品と同一であると言い切ってよいのですか。ここは少し微妙なところだと思いますが。
杉並福祉事務所長	ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に作られる薬で、開発費用などが抑えられるために、薬価が先発医薬品に比べて非常に安いという特徴があります。 厚生労働省の検査を経て、先発医薬品と同等であると認められたもののみ、販売できるようになっています。よって区としても、ジェネリック医薬品は同等の効果があると認識しています。
委員	厚生労働省の立場も、ジェネリック医薬品と先発医薬品との違いも分かっているのですが、現場で医師がジェネリック医薬品を処方しない例があるわけですね。 調べてみたところによると、成分は確かに同じだということですが、実際に効果があるかどうかは、治験をしなければいけないですよ。先発医薬品は、そういったことを十分にやってから認可されますが、後発医薬品の中にはそういったことがされないことがあり、やはり少し不安でなかなか処方できないのだ、という医師の声もあります。このことは認識していらっしゃるんですよね。
杉並福祉事務所長	そういった声があるということについては、私どもも聞いているところです。長年使用してきた先発医薬品を使いたい、という医師もいるということも聞いております。 ただ欧米などでは、ジェネリック医薬品の使用率は6割以上ということも聞いています。日本においては歴史が浅く、周知がまだまだなのかなと思っています。
委員	厚生労働省が後発医薬品の処方状況、使用状況について調査しています。平成21年度の調査は、対象が平成20年の処方せんについてです。それによ

	<p>ると医師が処方せんを書きますが、薬局で実際に処方するときに、それにはジェネリックがあるということが分かったとすると、薬局で後発医薬品に変えてもよいことになっています。しかし「後発医薬品への変更は全て不可」と記入する欄が処方せんにあるわけです。平成 24 年 4 月から書式が変わりましたが、当時はそういった欄がありました。</p> <p>それについて、平成 20 年 12 月分の処方せんを調べたところ、「変更は全て不可」と書いた医師が 3 分の 1 ぐらいいました。今回の話は、患者である生活保護受給者自身に同意を求めているのですが、医師でも考え方が違うことを、きちんと患者本人に情報提供しなければいけないのではないですか。</p>
杉並福祉事務所長	<p>生活保護受給者への情報提供は、7 月に生活保護受給者全世帯に対して、今回の取り組みとジェネリック医薬品についてのリーフレットを、郵送しました。更に今年度末に、同様の周知をしていく予定です。</p> <p>また、文書をただ送るだけでなく、ケースワーカーが、訪問、電話、窓口などでお話しすることがありますので、周知に十分努めていきたいと思っています。</p>
委員	<p>ジェネリック医薬品が、先発医薬品と効果は変わらないという立場で、進んでいるということが私は非常に問題だと思いますが、それはここで言うてもらちがあかないのでそこまでの確認とします。</p> <p>次に、ジェネリック医薬品を使った、使わなかったという情報をどのようにして知ることができるのでしょうか。その仕組みについて説明してください。</p>
杉並福祉事務所長	<p>まず、生活保護受給者の診療報酬明細書が、福祉事務所に送られてきます。それにより、薬が処方された薬局が分かります。福祉事務所がその薬局に、処方せんの写しを請求します。処方した医師が、ジェネリック医薬品への変更を不可としているかどうかは、その処方せんを見れば分かります。そこで、変更不可でない場合に先発医薬品を使っていることが判明すれば、事情を聞いたり、また、ジェネリック医薬品を勧めるなりという次の段階に入っていきます。</p>
委員	<p>そうしますと、生活保護受給者のうち病院へ行った方々に、どこの薬局へ行ったかを聞いて、その薬局それぞれからレセプトを収集するという認識でよろしいですか。</p>
杉並福祉事務所長	<p>薬局に請求するのは、処方せんの写しです。そこで医師がどういう判断をしているのか、ということが分かります。またその際に、薬局でどういう取扱いをしたのかも、併せて調査をしたいと思っています。というのは、ジェネリック医薬品が存在している薬であったとしても、薬局に在庫がないということもあるでしょうし、医師が仮にジェネリック医薬品を禁止していないとしても、薬剤師の判断で、その方と面談した結果、先発医薬品のほうがいいという判断もあり得ると思います。そういったことも含め、ただジェネリック医薬品を使っていないから、ということだけではなくて、その辺の事情みたいなものも併せて薬局にお聞きしたいと思っています。</p>

委員	今回この業務を、事業者に委託することになっていますが、事業者の名称を教えてください。
杉並福祉事務所長	オックスという会社です。
委員	診療報酬支払基金ではないのですか。
杉並福祉事務所長	今回の業務委託を考えている会社は、診療報酬支払基金などから送られてくるレセプトを、点検する事業者です。既に点検委託をしておりますので、業務を追加して、一連のものとしてやっていただくほうが効果的だろうと考えて、委託する予定です。
委員	つまりおおもとのデータは、診療報酬支払基金にあるということですね。それをオックスという会社が点検している、ということでしょうか。
杉並福祉事務所長	そのとおりです。
委員	<p>というのは、このような調査ができるのかどうか、ということ診療報酬支払基金に電話で聞いてみたのです。つまり、生活保護受給者の方であるというデータ、そして、その方がどのような薬を使ったのか、また、その薬にジェネリック医薬品があるかどうか、そして、ジェネリック医薬品を実際に使ったのか、といったことを電子レセプトからデータとして簡単に引き出すことができるのかと聞いたら、そういう仕組みにはなっていないということでした。</p> <p>電子レセプトというのは、何千万件とあります。その中から、生活保護受給者かどうかのデータを出すだけでも、数日はかかるという話でした。また、ジェネリック医薬品か先発医薬品かどうかを調べるには、更に数日かかるということでした。電子レセプトから情報を引き出すには、1カ月はかからないと思いますが、そのくらいかかりますというお話だったのです。そもそも電子レセプトというのは、使い方の点検をするために作っている仕組みであり、今回のような、ジェネリック医薬品を使ったかどうかを調べる仕組みにはなっていないということでした。</p> <p>そこで、私もまた更に調べました。電子レセプトというのは、日本語も書いてありますが、数字の羅列になっていて、電子マスターには、後発医薬品に関するデータというのは1行ぐらいしかありません。これで果たしてどこまで分かるのでしょうか。そんな簡単に入手できるものなのですか。</p>
杉並福祉事務所長	<p>まず、診療報酬支払基金から送られてくる電子レセプトのデータというのは、基本的には生活保護受給者の分だけです。その中で調剤レセプトには、実際に使った薬の名前などが書いてありますが、機械で仕分けするような機能はありません。</p> <p>自治体としては、国、東京都などを通じて、そういったことについてもやれるように、と要望をしておりますが、そうなるという保証はありません。そのような中レセプト点検業者は、薬剤の知識があるので、ジェネリック医薬品が存在するかどうかを判断できます。委託の時期は年が明けてからになるうかと思っておりますので、それまでの間に具体的方法について、決めていきたく</p>

	<p>いと思っております。</p>
委員	<p>薬価基準の登録というのは年に数回で、後発医薬品は年に2回ほどで、頻繁にはやっていないはずで、電子レセプトから得られた情報と委託業者が持っている情報を照合して調べるのだと思いますが、実際にその方が薬局に行ったときに後発医薬品があったのかどうか、という細かいことまで調べるのですか。それと、これはこの審議とは関係ないのですが、そういったことへのシステムの変更のための費用というのは、どこが負担するのですか。</p>
杉並福祉事務所長	<p>実際にどういう事情でジェネリック医薬品を使わなかったのか、そういった部分についても、薬局にはお聞きしたいと現時点では思っております。</p> <p>電子レセプトのシステム改修や、プログラムそのものをどうするのかということについては国が行っていることです。区は、日常業務で使うときのパソコンの保守をしているという状況です。</p>
委員	<p>ジェネリック医薬品を使うかどうかというのは、最終的なユーザーである患者が決めるというよりは、医師が判断をし、また薬局の薬剤師が判断をするとか、いろいろな段階を経ます。ですが、まるで患者がジェネリック医薬品を選ばなかったことにして、患者に対して、ジェネリック医薬品を選べとっていると、私にはやはりそう見えるのです。</p> <p>日本では、高い薬を使えば使うほど、医師の収入は増えるという仕組みになっています。そういった薬価基準や仕組みのほうに大きな問題があるのであって、それを個人の責任にする形はいかがなものでしょうか。厚生労働省がジェネリック医薬品は同じだと言っているのだから、それを患者が「いや、私はこの薬は使いたくない」というほどの知識はありません。だからこれは、お願いだと言いながら強制になります。そして法律に基づいて、その方の個人情報を収集するわけですよ。</p> <p>つまり、いろいろな問題があるのではないですか。</p>
杉並福祉事務所長	<p>強制ではなく、あくまでもお願いをするということです。冒頭に申し上げましたように、生活保護受給者だけをターゲットにしてやるわけではなく、国を挙げて、全ての国民に対してやっていくことです。その一環として、今年度は生活保護受給者について、取り組み始めるということです。特にそこだけを取り上げてやっていくということではありませんので、その辺は誤解のないようお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>答弁だとそうなるのは分かりますが、現実問題としては強制に近い、事実上強制になると思っております。</p> <p>それから、情報提供についても、薬の効果についてきちんと情報提供できる状況になっているとは思いません。実務上も非常に手間がかかります。そういう意味で私は、諮問第43号を認められませんので、保留といたします。</p>
会長	<p>保留とするのですか。</p>
委員	<p>私は保留です。</p> <p>次に8ページの、健康長寿モニターについてお伺いします。被保険者番号</p>

	<p>をご本人から出していただいて、外部提供する。そうすると、広域連合からどのようなデータをもらうことになるのですか。</p>
保健福祉部 管理課長	<p>入手する情報は、前回の審議会で諮問したとおり、高齢者医療の診療年月、保険点数、入院外来の別、医療機関、医療費、日数、医科、歯科、調剤利用の種別といった内容です。</p> <p>広域連合と具体的な事務の協議をしていく中で、後期高齢者医療制度被保険者番号が必要となり、今回追加させていただくものです。</p>
委員	<p>被保険者番号がないと作業がスムーズに進まない、ということが分かったので、今回追加することにした、ということですか。</p>
保健福祉部 管理課長	<p>はい。後期高齢者医療制度被保険者番号を、追加させていただくということです。</p>
委員	<p>私が懸念しているのは、被保険者番号を入手すると、その方の医療情報の全てを知ることができるのではないかとということです。その辺はどうなっていますか。</p>
保健福祉部 管理課長	<p>後期高齢者医療制度の仕組みですが、資格管理は区で行いまして、給付にかかわるデータを広域連合が保有しています。今回は区の研究事業のために、給付にかかわるデータのうちの一部を広域連合から提供いただきます。委員のご意見をもう少し詳しくお伺いできればというところなのですが、広域連合自体、もともとデータを持っています。</p> <p>広域連合から区に提供してもらう給付データの範囲は、その方の医療費の総額のうち、大きな区分である、「入院外」や「医科歯科調剤」といった、大きな額の部分の累計が前提です。</p>
委員	<p>そこが確認できれば結構です。</p>
保健福祉部 管理課長	<p>全てのデータではなく、いま申し上げたものに限定して提供いただく、ということで準備を進めております。</p>
会長	<p>ほかにございますか。</p>
委員	<p>ジェネリック医薬品を使わない場合は、罰則などはあるのですか。</p>
杉並福祉事務所長	<p>罰則などはありません。使う、使わないはご本人の自由です。実際には、薬局の窓口で薬剤師がその薬を処方するとき、後発医薬品の使用促進を国全体でやっているのです、こちらに替えていただけないでしょうか、ということをおっしゃいます。それについて同意いただければ、例えば10日間の薬が出ているとすれば、まず試しに10日間ジェネリック医薬品でやってみましょうとなります。それが終わったあと、2回目の薬を取りに来たときに、どうであったかを薬剤師が聞き、特段問題がなければ、次回以降もジェネリック医薬品にしましょうと話します。全ての段階でご本人の同意を得ながら進めていくということにして、強制でも何でもなしということです。</p>
委員	<p>これを確認したところで、薬を選ぶについて余り実効性がないということですね。</p>
杉並福祉事務所長	<p>保険医療財政を考えてやっていこうという、国の考え方に基づいています</p>

	<p>が、周知度、協力度を上げていくためには、もう少し時間がかかると考えております。</p>
委員	<p>ジェネリック医薬品については、日本は普及率が低いということで、いろいろ手立てを考えられていると思うのですが、2つほど伺いたします。</p> <p>1つは、処方せんに後発医薬品を使う、使わないということを書く欄ができたと思うのですが、例えば主治医が使わないといっても、調剤薬局で、本人が替えてもいいと言え、替えられるのでしょうか。</p> <p>もう1点は意見ですが、何といっても処方する医師の理解がもう少し進まない、普及率が高くないと思います。1ページに「理解を求める」と書かれていますが、区として具体的にどのようなことをなさるのでしょうか。</p>
杉並福祉事務所長	<p>まず1点目についてですが、医師がジェネリック医薬品への変更不可と判断したら、処方せんの欄に医師が記名することになっています。薬剤師がこれに反してジェネリック医薬品を進めることは禁止されていて、あくまでも医師の判断を尊重するということです。</p> <p>区としての理解を求める方策ですが、まずは医師会、薬剤師会あるいは歯科医師会といった関係者に区としても取り組んでいくのだということを説明しており、国でも国の三師会、東京都もその三師会に、理解を求めるための機会を設けて、説明もしているということです。</p> <p>その上で、実際の対象者となる生活保護受給者に対しては、文書なり、訪問した際、あるいは実際にお会いした際に、ジェネリック医薬品とはどのようなものなのか、あるいは今回の施策がどういうことなのかを説明していくつもりです。</p>
委員	<p>健康長寿モニター事業についてお聞きします。新しく歯科についても調査するという事は、健康に関しては重要なことだと思っています。13ページの外部提供をした個人情報の項目に「歯科健診結果」、「義歯のアンケート結果」とありますが、自分の歯について日常どう取り組んできたかなど、そういった調査も入るのでしょうか。</p>
保健福祉部 管理課長	<p>今回この調査で予定している歯科の部分は、いまの歯の残り方、口の中の全般的な状況、義歯の状況で、それについての管理の状況などを主として確認させていただきます。今回の調査項目には、これまでの歯のケアについて具体的な項目はありませんが、全体の調査項目の中から一定程度見えてくるものにはなっているかと考えています。</p>
委員	<p>歯に関しては、日頃からのお手入れと言いますが、歯磨き習慣などが大切です。歯を残すためには習慣が必要だと考えておりましたので、そういった視点も入れていただければと思いました。</p>
委員	<p>今年に入ってから、保健福祉委員会でも生活保護世帯のジェネリック医薬品使用ということで報告がありました。その時、指定医療機関、薬局の協力を求めていくという話もされていたと思います。この間、生活保護受給者に対してさまざまな形で、説明を行っているとの話もありました。医療機関、薬局への説明はどのようなやり方を行ってきたのか、また、現場からはどの</p>

	<p>ような意見が出たのか、そして、それをやることによって現状がどのように変わったのかということがありましたら、教えてください。</p>
杉並福祉事務所長	<p>医療機関、薬局への周知ですが、医療機関については先ほど申し上げましたように、国から今回これに取り組んでほしいという通知が来てから、6月ぐらいに、先ほど言いました医師会、歯科医師会、薬剤師会に、それぞれ説明に行きました。特に中心となるのは医師会ということもありますので、医師会にも、各会員の方々に個別に、今回の趣旨をお伝えするための文書も送ったという状況です。</p> <p>薬局については、必ずしも杉並区民の方が杉並区内の薬局を使うとは限りません。東京都から、各薬局にこういった趣旨を説明するための文書を8月末に送付しています。そういったものを受けまして、現場の薬局では、9月以降、実際に来られた患者にこの趣旨をお伝えして、ジェネリック医薬品をおすすめすることを始めているという状況です。</p>
委員	<p>まだ依然として使用率が30%にいかないような現状で、ジェネリック医薬品の使用に関して、医療側からは異論があるという報道やデータが出されています。今年の7月に製薬会社が行った医師の意識調査の調査結果を見ると、ジェネリック医薬品を積極的に活用しているというのが32%ということで、積極的でない、活用していないというのが27%あったわけです。その理由が何かというと、品質に関する疑問、有効性・安全性に対する疑問が70%、80%という現状なのですが、医師ですらこういう疑問がある中で、今回の生活保護受給者に対して、ややもすると強制になるような懸念を抱くような現状というのはどうなのかなと感じますが、その点はどのなのでしょう。</p>
杉並福祉事務所長	<p>先ほどから申し上げているとおり、生活保護受給者だけにやっているわけではありません。国を挙げた1つの施策の一環として、日本中でこれに今年取り組んでいることですので、その辺はご理解いただきたいと思います。</p> <p>それと、ジェネリック医薬品についてはまだ歴史が浅く、ジェネリック医薬品のメーカーが情報提供をする機会も、先発医薬品に比べると少ないという実態もあるとも聞いています。国としては有効性・安全性については承認をしているわけですが、それについての認識をいま以上にするための業界としての努力も、必要なのかなと思っています。</p>
委員	<p>厚生労働省のQ&amp;Aを見ても、先発医薬品では得られた効果が後発医薬品では得られなかったケースがあったり、あるいは有効成分ではなく、添加物でアレルギー反応が出たというケースもある、ということが書かれています。生活保護受給者の場合には、例えば精神の方々にしめすと飲んでいく薬の量が多かったりして、対象の方々に不安が寄せられているということもあります。その点では、ややもすると薬局には医療機関のような環境がなく、非常に差別的なことを感じるような人たちがいます。区が先行的にジェネリック医薬品の使用を促してください、という文書が回るということは、ある意味では圧力になるということも懸念するのですが、その点は当事者あるいは団体からは、意見が届いていますでしょうか。</p>

杉並福祉事務所長	<p>薬剤師会などとお話をする機会もありました。随分前から、ジェネリック医薬品の使用促進は、薬剤師の役目の1つでもあると認識されています。ただ、現場には、いろいろな方が来ますので、何が何でもそれをやらなければいけないというのは厳しい場合もある、というようなことは聞いております。</p> <p>基本的には、国を挙げて取り組んでいくということをご理解いただき、ご協力をいただきたいと思いますところですが、現場の意見も十分に聞きながら進め、生活保護受給者の方のご懸念のような、それこそそこだけに差別的にやるとかそういったような感覚にならないように、配慮していくということも必要なことだとも認識しております。</p>
委員	<p>既に他の自治体では、国民健康保険加入者を先行的にやっているという話も所長から伺いましたが、杉並区は生活保護受給者を先行的にという動きだと思えます。区内の現状は、どのようになっていますか。</p>
杉並福祉事務所長	<p>他の自治体では、国民健康保険加入者に、ジェネリック医薬品を使った場合と使わなかった場合の差額通知のようなものを、一人ひとりの住民に送付して、協力をいただくということをやっている例もあります。23区の中でも、数区がそれに取り組んでいるという状況と認識していますが、杉並区は、まだそこまではいっていないという状況です。ただ、後期高齢者医療の関係で、近々こういった取り組みが進むということは、間接的にですが聞いております。</p>
委員	<p>国のやり方が、ほかの薬と変わらなくみんなの体にとって有効だ、という面ではなく、財政支出削減がかなり大きな比重を占めています。このことから、特に当区が生活保護受給者から先行的にやるということは、1つの選択肢と考えますが、私は生活保護受給者への圧力が強まると感じてなりません。今回のジェネリック医薬品の使用有無の抽出のあり方について、ここまでやる必要があるのかということも含め、私はこの諮問は保留とします。</p>
会長	保留ですね。
委員	はい。
委員	<p>議事進行について意見を申し上げます。本審議会は区が計画をしている事業についての適否ではなく、その事業を遂行するに当たって個人情報の適正な運用ができるかどうかについて、諮問を受けているわけです。例えば後発医療品使用を、区が促進しようとしていることについての是非を、ここで伺っているわけではなく、その事業を進めるに当たって、個人情報の保護が適正にされるかどうか、外部委託に当たっては、適正に管理・運用されるかどうかについて、私どもの意見を聞かれているわけです。事業についての意見を聞かれたら、ここにいらっしゃる全員がたくさんの意見を持っていらっしゃると思いますが、それは抑えていただいて、個人情報保護の視点から審議していただきたい。ただし、計画について個人情報保護の点から大きな瑕疵があって、個人情報保護の視点から、この事業をやるのがふさわしくないという場合には、事業についての意見を言うのは当然であります。その点をやっていたら、1号、2号の議案だけで1時間もかかっているのでは</p>

	<p>す。これは徹夜でやるならいいですが、なかなか大変だと思います。私の言い方について不適切な点をご指摘いただければ、あとで謝りますが、そのところを理解いただいて会議を進めていただくことが必要です。これは議長の責任ですから、そのように適正な議事進行を図っていただきたいと思います。</p>
会長	<p>最後の発言について、私がこれから言おうかなと思っていたところです。確かにジェネリック医薬品について、いろいろと問題はあるかと思います。ミドリ十字等の問題を見ても分かるように、日本の政治と医薬品業界の癒着など多々問題があります。ただ、ジェネリック医薬品の先ほど来の説明に関して言えば、差別にならないように、あくまでも協力を求めるという姿勢で的確に処理していただきたいと思います。</p> <p>議事進行については、皆さん、いまの委員の発言についていかがでしょうか。私はもっともだと思えますけれども。</p>
委員	<p>補足いたします。今回は法律に基づいて電子レセプトから個人情報を取るわけですが、それでも審議会にかけたということは、審議会委員の意見を聞かなければならないと執行部でも思ったのだと思うのです。</p> <p>私はそのことに関して、情報提供のあり方について詳しく伺いました。このシステムそのものや、ジェネリック医薬品を使うかどうかの是非について聞いたわけではありません。仕組みについてお伺いしました。</p>
会長	<p>質問を伺っていると、すれすれなものですから、議長としては甚だやりにくく困っていたところです。ほかにございますでしょうか。</p>
委員	<p>まず諮問第 43 号についてですが、1 ページの「特段の理由もなく使っている」というのがあります。こういう事例がどのくらいあるのか示してください。</p> <p>また、3 ページ以降の外部委託記録票で、別紙 1、別紙 2、別紙 3 がありますが、それぞれどこでどのように違った使い方がされるのかを説明してください。</p>
情報政策課長	<p>例えば 3 ページの「委託に係る個人情報の項目」に、「別紙 1 参照」と書いてあるのは、診療報酬明細書の「医科 / 入院外」の場合です。5 ページの「別紙 2 参照」は、診療報酬明細書の「歯科」です。「別紙 3」は、調剤報酬明細書で、それぞれ外部委託する個人情報の項目が違ってきます。</p>
杉並福祉事務所長	<p>先ほどの件は、これからやってみないと分からないのですが、参考までに申し上げますと、現状の調剤レセプトの中でジェネリック医薬品を含んだものが、杉並区の場合は 10% 以下しかないということです。これが、今回の取り組みによって、どの程度高まっていくかというのは今後調査したいところです。</p>
委員	<p>分かりました。</p> <p>もう 1 点、次の諮問第 44 号、諮問第 45 号、報告第 23 号にかかわることです。13 ページに参考として、外部提供記録票で、「1、歯科の健診結果」、「2、</p>

	義歯のアンケート結果」とありますが、一つひとつ、判断できるように説明してください。
保健福祉部 管理課長	<p>まず歯科の健診結果は、現在歯がどれだけ残っているか、歯肉の状況、口の中の全体の状況がどうなっているか、といった項目です。</p> <p>義歯のアンケートについては、義歯を使っているかどうか、いつ頃作ったのか、どういった形で噛み合せのチェックをしているのか、そういった内容をアンケートで確認させていただくものです。</p> <p>全体の項目の整理をして、かなり抽象的な表現になってしまいましたが、予定している調査項目としては、いま申しあげました情報です。</p>
委員	より健康に活かしていただくことで、本当にいいことをやっていただくのですが、ここでどのような個人情報の項目を集めるのかは、いま説明をいただいたような、分かる形のほうがよいと思います。ということが書き込まれるのが分からないので説明を求めた、ということです。それ以上のことはありません。
情報・法務担当部長	アンケートについてはこれから整理するというので、記録票は、従来このような記載の仕方となります。必要であれば、適宜質問をしていただき、お答えさせていただくような形でやらせていただきたいと思います。
委員	参考までにお伺いしたいのですが、区内の生活保護受給者というのは何人ぐらいいるのですか。
杉並福祉事務所長	6,500世帯程度で、約7,500人です。
委員	外部委託する件数は、どのぐらいを予測しているのですか。
杉並福祉事務所長	ある月だけを取り上げて見てみたのですが、7,500人ぐらいのうち、高齢者の方が多いということもあるのですが、4,000人程度が、調剤レセプトがあった方という月がありました。大体その前後ぐらいかなと思っております。
会長	<p>ほかによろしいですか。報告第23号は報告を受けたことといたします。</p> <p>諮問第43号については保留2で決定といたします。諮問第44号、諮問第45号は決定といたします。</p> <p>次に、報告第24号から報告第25号まで、諮問第46号から諮問第48号までについて、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>報告第24号、諮問第46号 報告第25号、諮問第47号、諮問第48号</p>	
情報政策課長	<p>報告第24号、諮問第46号について説明する。</p> <p>報告第25号、諮問第47号、諮問第48号について説明する。</p>
会長	ただ今の説明についてご質問、ご意見はございますか。
委員	16ページを中心に伺います。「業務名称」の「火災警報器具」と、「個人情報の記録の内容」の「税額の状況」等が削除されていますが、理由を説明してください。
高齢者在宅 支援課長	火災警報器具につきましては、平成22年から都の条例で必ず設置することとなっており、現在そのサービスは行っていない、ということで削除するも

	のです。
委員	下の「個人情報の記録の内容」の「税額の状況」のところは削除されていますが、それは関係がなくなったということですか。
高齢者在宅支援課長	家具転倒防止器具に関しては、区民負担はありませんので削除しました。
会長	よろしいですか。ほかにございますでしょうか。
委員	<p>まず諮問第 46 号です。15 ページに「特例給付の該当世帯等を確認するため、災害時要援護者支援対策の業務で実施した建築士派遣業務の申込状況を、本人同意で目的外利用し確認する」と書いてあります。これは要するに、いわば「調べる」から「対策」に変わったので、調べる段階での情報を対策のところに取り込むということなのではないでしょうか。それが一つ質問です。</p> <p>次は、人工呼吸器を使用している人に対して災害時の支援計画を作成することになっていて、初めて聞いて非常にうれしく思います。</p>
会長	後半のご意見は、20 ページの災害時要援護者支援対策に関する業務のことですね。
委員	<p>はい。20 ページです。去年の 3 月 11 日は、杉並区は電気が止まらなかったため人工呼吸器を使っていた方もあまり心配しないで済んだのですが、ドクターヘリで運ばなければいけないなどの心配がいろいろな所であったそうです。支援計画の作成は、非常にうれしく思います。ただ、計画を作るのが目的ではなく、人工呼吸器のための電源を確保するのが目的です。計画を作って終わりということではなく、予算の面も含め、計画を実現するための施策までをきちんと担保していただきたいと思います。「計画を作っています」と何年経っても言うのではなく、計画がきちんと実行され、どこどこには何十個充電式電池を置いてあります、というような形まで進んでいただきたいと思います。これはお願いです。先ほどの建築士派遣については質問です。</p>
高齢者在宅支援課長	家具転倒防止策の必要性の点検は、従来から設置事業者がそのお宅の申請に基づいて行なってきました。今回、新たに災害時要援護者支援対策を開始し、点検を受けていても、アドバイザーの診断が必要であれば、もう 1 回特例給付する制度に変えましたのでそのためのものです。
委員	新しい情報にプラス になる、ということですよ。前回建築士が診断した情報など本来的には診断まで必要だったのが、目的外で必要だということになったので、その情報については新しい情報にプラス するということですよ。
保健福祉部管理課長	建物総合診断は、建物自体の安全性は耐震診断で点検します。部屋の中の安全性は、レイアウトの変更などで対応できる部分は、もちろんそれで工夫していただきます。転倒防止器具が必要だとアドバイザーの診断が出た場合には、一般的な制度に上乗せして助成につなげるということで考えております。上乗せを行うための条件として、診断を受けて必要性が認められた場合、と考えています。委員ご指摘のように、診断のところを具体的な助成につな

	<p>げます。それが特例な部分がありますので、そこをきちんとつなげていくための手当を今回させていただくというものです。</p> <p>2点目の人工呼吸器使用の部分は、電源確保の方策をいろいろ考えていかないといけないところです。停電時の電力確保では、最寄りの自治体の発電機や自動車のシガーソケットなどを活用した、安定電源を確保できるようなもの、そういったものも含めてということです。災害時の全体の取り組みの部分と個別の方の状況に応じた部分は、ともに進めていく必要があるかと思えます。今回は、特に個別の方の状況に応じてどういった手当が必要か、といったところを進めさせていただくものです。もちろん、委員のご指摘のところも十分踏まえながら、進めさせていただきたいと思えます。</p>
委員	<p>バッテリーや電力供給については、たぶん当事者と相談しながら計画を作ると思えますのであまり心配はしていませんが、計画だけで止まらないように、是非努力をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>よろしいですか。ほかにございますか。</p>
委員	<p>20ページの災害時要援護者支援対策に関する業務で、「作成した支援計画は、本人・家族・関係者で共有し」とありましたが、ここで言う「関係者」というのはどういうことなのでしょう。21ページにある消防団とか警察とか、消防署とか、何かそういう所を意味しているのですか。</p>
保健福祉部 管理課長	<p>人工呼吸器使用者の方を日常、支えていらっしゃる関係者で、訪問看護ステーションや、医者といった支援者を想定しています。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>はい、結構です。</p>
会長	<p>ほかにございますか。では、ただ今の説明についてほかにご質問等がございませんようですので、報告第24号と報告第25号は報告を受けたことといたします。それから、諮問第46号から諮問第48号までは決定といたします。次に、報告第26号と報告第27号、諮問第49号から諮問第51号までについて、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>報告第26号、諮問第49号、諮問第50号 報告第27号、諮問第51号</p>	
情報政策課長	<p>報告第26号、諮問第49号、諮問第50号について説明する。 報告第27号、諮問第51号について説明する。</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。ただ今の説明についてご質問、ご意見等がございますか。</p>
委員	<p>24ページのセキュリティのお話がありました。概要は分かりましたが、もう少し細かく伺います。下から24ページの3行目に「区職員用パソコン」と書いてありますが、これは全職員を対象にしているのか、住宅課の職員全員を対象にしているのか、あるいは特定の職員を対象にしているのか、その範囲について教えてください。それから、「ID・パスワード」と聞こえたのです</p>

	<p>が、それが確かなのか。もう一つは、紙に印刷されることになっていますが、その印刷されたものの管理です。これが普通に流れていってしまったのでは大変な情報が流れることになりますので、印刷されたものについての管理はどのようにされているのか、そこのところをお伺いしたいです。以上です。</p>
住宅課長	<p>1 点目ですが、区職員用パソコンは住宅課の職員が使用しているパソコンで、3人の担当職員が使用します。</p> <p>それから、ID・パスワードは東京都が管理いたしまして、毎月1回、IDとパスワードを変更します。</p> <p>出力した記録は、鍵のかかる書庫で保管・管理します。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>はい。印刷されたものの廃棄は、どのようにされるのでしょうか。</p>
住宅課長	<p>文書の保存年限に基づき廃棄します。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
委員	<p>東京都が実態調査をしてデータベースを作ったということですが、このデータの真正性といいますか、信用するに足るかどうかといったことは、どのようにして担保されているのでしょうか。</p>
住宅課長	<p>「マンションデータベース」は、東京都が賃貸マンションの所有者の方、分譲マンション管理組合にアンケート調査を行ない、お答えいただいた3万3,800棟のデータベースを作成し、保有しているものです。杉並区は東京都と協定を締結し、区内のマンションのデータベースを提供してもらいます。</p>
委員	<p>マンションの所有者がデータを出しているということですね。そうすると、非常に意地悪な見方をすると、真実のことを書かないことがあるかもしれないと思うのです。例えば増築などをして、そうすると固定資産税が増えるとか、もちろん固定資産税のほうは、ばれてしまうのですが、でも、そのような、本人から進んで提供したくない情報もあると思います。それから、いちばん気になるのはやはり耐震の状況です。これは、人によっては知りたくないというか、知らせたくないものだと思います。例えば、自分の持っているマンションの耐震度は非常に低いといったことを、積極的に明らかにしてそのマンションを借りている人に情報提供したいと思う人は、いないだろうとも思うのです。そう考えた場合、この実態調査のデータはどこまで真正性があるか疑問ですが、いかがでしょうか。</p>
住宅課長	<p>委員のご指摘の点ですが、データベースについては、先ほどもアンケートに基づいて収集した、と申し上げました。それから、こちらの説明書の中にも記載していますが、お認めいただきましたら、来月から東京都と協定を締結し、マンションの啓発隊を東京都と杉並区が共同で派遣します。杉並区内に昭和56年以前の旧耐震のマンションが600棟ほどありますが、マンションの所有者、管理組合にお伺いしまして実態を確認いたしまして、耐震診断を勧奨していきたいと考えています。</p>
委員	<p>区のほうが、いろいろな情報を持っていると思います。例えば耐震工事を</p>

	したとか、そういった情報は区にはないのですか。
住宅課長	住宅課では個別の情報は持っていませんが、建築課では過去5年間で、木造以外の建築物で精密耐震診断を実施した件数は、20件という数が出ています。
委員	それは、区が把握しているものだけの数字ですか。耐震診断をするときには、区に申請するような仕組みにはなっていない、ということですね。つまり、区が把握していない耐震診断をやった例も、あり得るということですか。
住宅課長	それはあると思います。現在杉並区では耐震診断のうち、簡易診断は無料で診断を受けられますので、管理組合にとってもメリットが大きいと思います。その点に関しましては、今のところは全て把握できていると考えております。
委員	分かりました。耐震診断はもしかしたら、個人情報に当たるのかもしれないですね。いや、私が議会で聞いたときには、そのように言われたのです。私は、耐震診断をしたかどうかは、個人が持っている情報というよりは、建物は公的なものであるから、むしろ強制的にでもそういった情報はきちんと収集して公表すべきだと考えているのです。こういった事柄は、個人の生命と安全にかかわることなので、今現在はそういう仕組みにはなってありませんが、今後はこのようなデータベースを作ることで、かなり広く知られていくようになるのですか。
住宅課長	先ほども申し上げましたが、まずマンションへ啓発隊を派遣することになりますので、耐震診断の必要性、耐震改修の必要性を管理組合の皆様幅広く認識していただけるもの、と考えております。直下地震に備えて、早急に耐震改修をやっていく必要があると考えています。
委員	この情報を紙に記録しておくということですが、先ほどおっしゃった啓発隊が現地に行くときには、その記録した紙を持っていくことになるかと思えます。そうすると、「途中で紛失した」ということがしばしば新聞沙汰にもなりますが、そういう危険性はないのですか。また、もしあるとしたら、それに対しての予防は、どのようになさっているのかを伺います。
住宅課長	東京都が保有している情報を記録して持って現地に行くことになります。杉並区と東京都の職員が二人おりますので、確認し合いながら適正に情報を管理していきます。
委員	ですから、落としたり紛失したりすることはないですね。
住宅課長	はい、そういったことはありません。
会長	疑えばきりがありませんよ。
委員	公園台帳に関する業務について、お聞きします。31ページの記録の項目で、30番、31番、32番に境界隣接者の氏名、住所、電話番号とあるのですが、なぜこういう項目が必要なのかの説明をお願いします。
みどり公園課長	公園台帳システムには、公園の財産としての境界確認をした資料を記録し

	ますので、その際に、隣接者等の立会いを含めた情報が載ってくるので、それを入力させていただくものです。
会長	よろしいですか。
委員	はい、結構です。
会長	ほかにございますか。
委員	マンション管理の適正化・再生の促進について、26 ページの外部結合記録票の項目は、個人の持っているマンションがどういう状況のことですか。
住宅課長	分譲マンションと、賃貸マンションの情報です。今おっしゃったのは、例えば年齢とか、そういったところで疑問を持たれたのですか。
委員	いいえ、違います。個人の使用状況にもかかわらず、何平米を所有しているのか、何階なのか、そういう情報を一切書いていないのは、なぜですか。
住宅課長	これにつきましては、25 ページの個人情報登録票の「財産等の情報」に、「階数・戸数」、「面積」が入っていますので、延床面積、戸数を把握させていただきます。
委員	そうすると、27 ページの外部結合記録票の 15 に「延床面積」、16 に「建築面積」がありますが、個人の所有面積はどこにあるのですか。
住宅課長	1 戸当たりの面積の情報は収集しません。
委員	それは必要ないのですか。
住宅課長	必要ありません。
委員	そうすると、この目的であるマンションの実態の把握、マンション管理の適正化・再生の促進事業には、個人がそのマンションの中でどれだけの面積を持っているか、という情報は必要ないという考え方でいいのですか。
住宅課長	全体の面積がどれだけあるのか、ということがその建物の耐震性を診断するときに必要な数値ですので、各区分所有者の方の床面積については必要ありません。
委員	そのように言い切られるなら、そういうことなのでしょうけれども、何となくおかしいような気がします。再生の促進をするのに、個人の持ち分が分からなくていいのかなと疑問に思います。
委員	関連した質問ですが、25 ページの「個人情報の記録の内容」の左のほうに住民記録等の情報があって、「氏名」から「年齢」まであります。これには住んでいる方全員が書かれて、「財産等の情報」に関しては、その 1 棟をまとめて表記されると、このように理解すればいいのでしょうか。
住宅課長	住民記録等の情報については、先ほどもマンションには分譲と賃貸という二つの種類があると申し上げました。収集する情報については、賃貸マンションの所有者の方に対するアンケートで、所有者の年代などを把握するために情報を収集するということですので、各分譲マンションの区分所有者の方の情報を収集するというものではありません。
委員	その賃貸のための外部結合記録票であるということは、この中のどこかに書いてあるのですか。

住宅課長	外部結合記録票に記載の個人記録は、分譲、賃貸両方に関するものです。
委員	それは賃貸のみについて、ということですか。
住宅課長	氏名、住所、電話番号、年齢は賃貸マンションのみに関する情報です。
委員	今、我々は賃貸だけではなくて、区分所有も含めて検討しているのではないですか。賃貸だけのことを検討しているのですか。
住宅課長	区分所有につきましては、社会活動等の情報欄の 25 ページですが、団体名、役職名ということで理事長や管理組合の名称を収集します。
委員	いずれにしても、その辺を審議資料にきちんと書いていただかないと、審議をするに当たって非常に不明確であると感じます。
住宅課長	私どもでは、より分かりやすいように記載したつもりですが、ご指摘の点を踏まえ、今後はより分かりやすいように記載したいと考えます。
会長	ほかにございますか。
委員	マンションの耐震工事は、ある戸数のところだけを個別的にやることは考えられないのです。通常は、管理組合を通じていろいろ情報を集める、と思います。賃貸マンションであれば、所有者がいますよね。だから、賃貸かどうかということの区分の意味が、私には分からないのです。
住宅課長	賃貸については、問題はないわけですが、区分所有ですと、耐震改修で 4 分の 3 以上の区分所有者の方の同意を得ないと耐震改修ができないということがあります。そういった観点から、こういった情報を収集させていただくということです。
委員	言っている意味がよく分からないのですが。
情報政策課長	26 ページの外部結合記録票の 9 で、「分譲・賃貸の区分」についても収集する個人情報の項目となっています。これによって分譲か賃貸かを判断します。分譲マンションについては、27 ページの 25 等にあるとおり、管理組合等の個人情報の項目も収集することになっております。
委員	分譲マンションの中には、分譲で売ってしまったものと、売り切れないで本来の建て主が貸しているものがありますよね。そういう意味で「分譲・賃貸の区分」と書いてあるのかなと思ったのですが、違うのですか。
情報政策課長	これは分譲マンションか、賃貸で建てた建物かということの分類ですので、今、委員がおっしゃったような区分ではありません。
委員	結局、東京都に 3 万 3 千棟、杉並区にも何百棟があると思いますが、一つの建物は一つの所有者として扱うわけですよね。区分所有そのものについては、後日の問題となるのではないですか。
住宅課長	耐震改修は区分所有のマンションの居室でやるわけではなく、1 棟単位でやっていきますので、マンションを 1 棟ごとに把握していきます。その建物の全体を把握し、それから、管理形態、所有者なども確認していくということです。分譲マンションについては、個々の区分所有者の情報を収集するわけではありません。
委員	だから結論としては、区分所有者個人は、関係ないということでしょう。

	とにかくこのマンションは直さないとつぶれてしまいますよと、こういうことをやりたいということなのでしょう。そうではないですか。
住宅課長	おっしゃるとおりです。昭和 56 年以前の旧耐震の建物を把握させていただいて、啓発させていただくということです。
委員	今までの議論を伺っていて、私も改めて読ませていただくと、24 ページの事務事業の概要は、早期耐震診断及び耐震改修の促進ということですよ。ところが、25 ページの個人情報の収集の目的には、耐震のことが書いてないのです。個人情報登録票には、単なるマンションのデータベースが必要だということしか書いてないのです。この辺の整合性がないため、今の議論があるのではと感じたのです。個人情報登録票には、今回やろうとしている本来の事業の目的が触れられなくていいのか、というところも含めてお伺いしたいと思います。
住宅課長	昭和 56 年以前に建てられたマンションについて、耐震性が低いという判断が一般的にされておりますので、所有者、管理組合の皆様に対して耐震改修、耐震診断を促進していただくように訴えていく、ということが一つの目的です。また、区の施策で、マンションの管理セミナーや助成制度もありますので、勧奨するために、この情報を活用させていただくものでございます。
委員	そうであると、そもそもこの目的が、耐震改修とは言いながらも区が今おっしゃったことをやりたいがために、この情報収集をしているようにも取られかねないので、そこについては誤解のないようにしてください。また、個人情報登録票の本来の目的の中に、耐震診断、耐震改修の促進のためというところがないと整合性がないと感じるのですが、そこはいかがですか。
住宅課長	委員のご指摘は、マンションの耐震化が第一の目的だから、その文言を正確に記入されたほうがよいのでは、というご指摘かと思いますが、2 行目の個人情報の収集目的に「マンション管理の適正化、再生の促進事業」ということで、この中に耐震改修等も含めさせていただいているということです。
委員	だからおかしくなると思います。
委員	26 ページの外部結合記録票には、年齢などの個人情報が収集されると記されています。そうすると、1 棟ごとに建物の耐震をやるのになぜ氏名、住所が必要になってくるのでしょうか。
情報・法務担当部長	今、委員がおっしゃったのは、報告・諮問事項の説明のところと個人情報登録票の個人情報の収集目的、整合性がないというご指摘だと思います。これについては、確かに耐震改修が目的ではありますが、包括的に「再生の促進事業」とだけ書かれています。この場でそこを整理するのは難しいので、今のご趣旨をお預かりして、私どもでここを明確にした書き方にさせていただくということによろしいでしょうか。
委員	そうしませんと今のような議論になります。行政側がきちんと整理して我々に提示していただきたいです。
情報・法務担当部長	修正しましたら、また委員の皆さんにお示ししていきたいと思います。

会長	そうすると、改めてその案を審議会にかけるといことですか。
情報・法務担当部長	いいえ。25 ページの個人情報の収集目的の表現の修正については、よろしければ私どもにお任せいただき、ご承認いただけたら、という取扱いでいかがでしょうか。
会長	質問です。「収集」と言われるとまたよく分からなくなってしまうのですが、この 25 ページに「個人情報の記録の内容」とありますよね。これは東京都のデータベースにこれらの情報が入っているということではないのですか。
情報・法務担当部長	おっしゃるとおりで、東京都のデータベースに入っている情報です。
会長	ここに載っていると、これを杉並区で改めて収集すると思ってしまうわけです。
情報・法務担当部長	これらの情報が東京都のデータベースに入っております。
会長	その辺が明示されていれば、別にそんなに議論するほどのことではないのではないかと、とも思っていたのです。
情報・法務担当部長	委員のおっしゃったのは、個人情報の収集目的のところの齟齬ですよね。諮問事項の説明書と登録票のところですよ。これについて、先ほど申し上げたような整理をさせていただきます。これについては文言の問題なので、趣旨についてはご理解いただけたかと思えます。
会長	はい。ほかにございますか。
委員	私はむしろ、収集目的のところを変えるのではなくて、業務の名称を「耐震改修のためのマンション管理の適正化・再生の促進」と入れたほうがわかりやすいと思えます。何のためにマンション管理の適正化・再生をするのかという目的をいちばん上に入れれば誰にでもわかりやすいところかなど。
住宅課長	文言につきましては、また私どもで再検討させていただきまして、情報政策課にお示ししたいと思えます。今おっしゃったような趣旨も踏まえて、文言を修正させていただいた上でご承認いただければと思えます。
情報・法務担当部長	今の名称と収集目的のところを含めて、皆さんがご理解いただけるような形で少し改めさせていただきたいと思えます。
会長	それでは、あとで処理されましたら、これは諮問ですから、諮問されたあとか前かが分かりませんが、ともかく直しますよね。
情報・法務担当部長	はい。
会長	では、審議会へ事後報告として「こう直しました」ということはお願いいたします。
情報・法務担当部長	はい、そのようにさせていただきます。
会長	報告第 26 号、諮問第 49 号、諮問第 50 号について、ほかにございますか。ないようですので、報第第 26 号は受けたことといたします。諮問第 49 号、諮問第 50 号は決定といたします。報告第 27 号と諮問第 51 号はいかがでしょう。みどり公園課の所管事項ですが。よろしいですか。それでは、報告第 27 号は報告を受けたことといたします。諮問第 51 号は決定といたします。報告第 26 号と報告第 27 号、諮問第 49 号から諮問第 51 号を決定ということ

	<p>で処理します。</p> <p>次に、報告第 28 号、報告第 29 号、諮問第 52 号から諮問第 54 号までについて事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>諮問第 52 号</p> <p>報告第 28 号、諮問第 53 号、諮問第 54 号</p> <p>報告第 29 号</p>
情報政策課長	<p>諮問第 52 号について説明する。</p> <p>報告第 28 号、諮問第 53 号、諮問第 54 号について説明する。</p> <p>報告第 29 号について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの説明についてご質問、ご意見ございませんか。</p>
委員	<p>37 ページ、電算入力記録票の記録の項目の 8 番、「大学情報」というのがありますが、この区分はあまりにも大き過ぎて個人情報登録の項目としては不適切です。例えばクラブ活動をやっているのか、大学の成績はどうか、留年したのかどうか、みんな大学の情報です。そこまでは記録しないと思いますが、先ほど類似のご質問がありました。こういう登録項目は不適切だと思います。今回は説明をしていただくことにして、事務局にお願いしたいのですが、こういう情報の登録の仕方はしないで、できるだけ絞って項目を明らかにしてください。恐らく大学の情報を取ると、1 ページぐらいになるかもしれませんが、これは情報公開・個人情報保護審議会の資料としてはやむを得ないことなのです。この労は惜しんではならない。これは意見ですが、質問は 8 番の「大学情報」というものは、どういうものを取ろうとしているのか。それについて説明をお願いします。以上です。</p>
地域安全担当課長	<p>何々大学、何々学科、何年、これだけです。それ以外の情報は一切記録しません。</p>
会長	<p>では、所属大学、所属学科でいいのではないですか。ついでに、同じく 37 ページの 9 番の「履歴変更年月日」というのは何ですか。履歴変更年月日は、A 大学から B 大学に変わったということですか。</p>
地域安全担当課長	<p>この履歴年月日というのは、例えば退学したとか、あるいは住所が変更になったとか、そういう変更を想定しております。</p>
会長	<p>住所が変わったりするのですか。</p>
地域安全担当課長	<p>この情報の中に住所という項目があるのですが、例えば転居して住所が変わったといった場合に、当然連絡する上で必要ですから、そういったものが履歴変更年月日等に該当しています。</p>
会長	<p>分かりました。</p>
委員	<p>対象になるのは、区内に住んでいる区内 6 大学の学生さんということなのでしょう。だから、区内を離れてしまうと、もう資格がないわけでしょう。</p>
地域安全担当課長	<p>区内に住んでいるということではございません。区と協定を結んでいる区内 6 大学に在学している方です。</p>
委員	<p>杉並区に住んでいなくてもかまわない、ということですね。</p>

地域安全担当課長	杉並区に協力していただけるということであれば、積極的に受け入れたいと考えております。
委員	そうすると、大学が変われば載せるということになるのでしょうか。例えば、1つの大学からほかの大学に変わると。
委員	例えば、中央大学に変わったら資格がなくなりますよね。
地域安全担当課長	急に大学が変わるというのはそんなにないと思うのですが、仮にそういうことがあれば、当然この6大学から出れば外れますし、逆に入ってくる可能性もあります。ただ、あくまでもこれは、これから募集して集まった方が対象ですので、大学生全員が対象ではございません。
委員	この「大学生」ということ自体がおかしいと思います。教育基本法では、小学生は「児童」ですよね。中学校、高校生を「生徒」と言い、大学生は「学生」と言うわけです。ですから、これは大学生ではなくて、表題自体を「学生ボランティア」にすべきだと私は提案いたします。
会長	いかがですか。
地域安全担当課長	それが常識だとすれば、私は常識不足だったのですが、検討の余地があると思いますので、検討させていただきたいと思います。
委員	そうですね。40ページの内容のところ、児童・生徒というのがありますから、それに伴って即していただきたいと思います。
会長	いかがでしょうか。37ページの記録の項目について、議論が出たのですが、それについてどうされますか。
地域安全担当課長	電算入力記録票の「大学情報」のところでしょうか。
委員	「大学生」を「学生」に変えるべきであると。
会長	それはありますね。
情報政策課長	大学情報については、正確性を期すということで、大学名、学部、学科、学年という形の表記がいちばん正確だと思いますので、そのような形で改めさせていただきたいと思います。
委員	37ページの8番の大学情報ですが、個人情報収集というのは、最低限でやるべきだと思うのです。大学名とその学部とおっしゃいましたが、38ページの要綱を拝見すると、区内6大学で制限列举なのです。だから、大学名を書けば十分で、学科がなぜ必要なのか、そのところは少し理解できないので、説明をお願いします。
地域安全担当課長	学部、学科によって、例えば美術だとか、特技を持っているというのがあると思うのです。このボランティアというのは、ソフトな活動がほとんどなのですが、いろいろなキャンペーンや活動に従事してもらおうと考えています。そのときに、特技を使って例えばポスターを作成してもらうだとか、そういったこともお願いできるのかなと思っていますので、大事な事項と考えております。
委員	それならば、大学、学部、学科が必要ですよね。だから、遠慮しないで学科まで、ここで承認をもらわないと、学部で止めていたのでは中途半端では

	ないですか。
地域安全担当課長	大学、学部、学科、ということでよろしくお願ひしたいと思います。
委員	今回、大学生がボランティア活動に参加するための情報の整備だと思うのですが、未成年の場合とそうでない場合の、収集する情報の違いはありますか。例えば、保護者の情報や、実家であるのか、一人暮らしであるのか、というようなことまで踏み込んでおいたほうがいいのか、その辺りをお聞かせいただけますか。
地域安全担当課長	確かに18歳、19歳もおります。警視庁に確認しましたところ、東京都内には約70の若い方のボランティアグループがあるそうです。高校生だけのボランティアグループも結構あるようです。区としては、全員、区の予算できちんと保険に入って、万が一のためにも手続きを取りますので、未成年の方でもご家族等には心配ないように対応していきます。決して危い仕事はさせません。あくまでもソフトな仕事を、やっていただきます。
会長	よろしいでしょうか。
委員	はい。
委員	35ページの「個人情報の収集の目的」に「ボランティアとしての登録、管理するため」とあります。ちょっと読み方を間違えると、ボランティアを管理するのかというように取られがちなので、「ボランティアの登録者情報のデータ管理」のように、文言を変えたほうが良いと感じました。「報告・諮問事項説明書」や「電算入力記録票」にも「管理」と書いてありますが、これらは「データの管理」といった文言に変えたほうが良いのかなと感じました。データを管理するということが、ボランティアの登録者を管理するわけではないというのは十分承知なのですが、この辺りの文言の精査が必要なのではないかなと感じました。以上です。
地域安全担当課長	はい、分かりました。
会長	管理というのはそう簡単に使われると、いささか問題になるかと思ひます。ほかにございますか。
委員	質問というよりは、どちらかというとも夢なのですが、これは警察がやるので、防犯と交通安全やイベント、その辺に絞って行くと書いてあります。例えば今後、大学生ボランティアを障害者部門とか、災害で困ったとき、そういう時に学生などは頼りになる、と思うのです。そういうところへも広げていく構想があるのでしょうか。昔に比べて個人志向が強くなっているのか、学生のボランティアが少なくなっているのです。昨年の大震災で少し持ち直したのかもしれませんが、それでもいま障害者の介助を手伝おうという人が減ってきています。そして、有償ボランティアというのが数年前から出てきました。このボランティアは有償なのでしょうか、それとも無償なのでしょうか。ほかに広げるかどうかということと、有償か無償か、この2つを質問したいと思ひます。
地域安全担当課長	まず有償か無償かということですが、全くの無償のボランティアです。ほ

	<p>かに広げるかというご質問については、39ページにもあるのですが、要綱(案)の第8条に、活動についての定めがあり、基本的には防犯、交通がメインとなります。ただ、第8条の(3)に、「その他、各種イベントにおけるPR活動等」となっているので、ご提案のあったようなことも、今すぐできるとは断言できませんが、今後検討する余地はあるのかなと思います。</p>
委員	<p>政策経営部として、ボランティアの多角化という方向性についていかがですか。</p>
情報・法務担当部長	<p>昨今、大学では9月入試の議論などがあり、社会的に有用な体験をさせるという話も出ています。区政全体として見ても、数十年前から比べると大学生のボランティア活動は広がっています。大学生、高校生などは、震災のボランティア活動に従事した人も多かったです。年齢に限らず、ボランティアとして区政に参加してもらおうという方向性は、これから志向していくべきだし、基本構想にもありますように、「参加と協働による地域社会づくり」からすると、それに取り組んでいきたいと思います。</p>
委員	<p>この学生ボランティア活動実施要綱(案)は、平成24年12月からということですが、中身を見てみますと、警察業務に非常に関わるようなことだと思います。これまでの高等教育機関との連携は、例えば大学の図書館を使うということでした。区と区内3警察署との共同で学生を巻き込んだこの取り組みは、どのような議論がなされて当審議会への諮問となったのか、その過程を教えてください。</p>
地域安全担当課長	<p>本年7月に区内6大学の関係者が集まる会議があり、私から大学生ボランティアの有用性、必要性、意義について説明させていただきました。その説明の中で、現在、区内には145の防犯自主団体がありますが、60歳以上の方がほとんどというのが実態です。一生懸命活動なさっていて、本当に感謝していますが、大学生の若い力というのは、非常に活気が生まれます。豊かな想像力もありますし、若い能力を活用したい、と申し上げました。区内6大学の方々から、ご理解いただいて、早速学校に貼るポスターを作ってほしいと言われました。7月から順次準備を進め、今日の審議会に至ったというのが経緯です。主管である地域安全担当というのは、課長以下4名しかおりません。4名で年間を通してどれだけ行事ができるか、といたら限りがあります。そういった意味では、各警察署がいろいろな企画をしていますので、有意義な行事で、その学生さんたちが自分の意思で参加するのであればいいだろう、と私は考えています。</p>
委員	<p>職員研修に関する業務で、33ページの外部結合記録票で、「収集する個人情報項目」の13番に「欠席等状況」というのがあります。この意味と、「等」の意味について説明をお願いします。</p>
人材育成課長	<p>例えば研修になりますと、3日、4日といったことがあり、1日だけ欠席ということもあります。また、遅参もありますので、「等」という言葉が入っているということです。</p>

会長	よろしいですか。
委員	同じページの12番に「判定」という文言があります。これはたぶん成績などを指していると思うのですが、どういった内容があるのか。私が気になっているのは、例えばここで思想信条に関わるようなことを収集したり、例えば組合活動がどうであるとか、そういったことまで収集するのかといったことなのですが、説明をお願いします。
人材育成課長	この判定には3つありまして、この研修が終了したか、未終了か、取消しになったか、この3つだけでございます。
委員	安全・安心大学生ボランティアの関係です。「管理」という言葉についての理解が委員の中で違いがあるので、私は違う意見を申しあげます。この人が参加したかしなかったか、これを記録することは管理に入ると思うのです。それから、ここでいう認定書、この人に渡したか渡さないか、これを記録しておくのも管理です。保険に加入していることについて、この人は入ったか入っていないか、管理になると思うのです。これは決して登録者のデータの管理をしているわけではなくて、登録者の管理をしているわけです。適正な管理を行わない限り、このボランティア活動はできません。ところが、委員の中から、「これは登録者のデータの管理ですね」と言われたら黙っているというのは、管理をやっていないことになってしまいます。遠慮しないで、「これは管理です」とはっきり言うようにしてください。そういう意味で、この報告・諮問事項説明書の「管理」という言葉は、データの管理ではなくて、ボランティアの方が健康で適正に不正なく活動していただくために、マネジメントするものなのだと理解し、文言については賛成します。
委員	安全・安心大学生ボランティアのところですが、データを入れているパソコンと、メールを送るパソコンは同じものなのですか、それとも別々に管理しているのですか。データのセキュリティの観点から質問します。
地域安全担当課長	基本的には、同じパソコンでやっております。
委員	同じパソコンを使うと、間違っただけでデータが流失してしまったり、最近は遠隔操作が話題になっていますが、データを盗まれてしまったという懸念はないのですか。
地域安全担当課長	ないものということでやっておりますが。
委員	確か以前審議した就労相談のデータのときには、就労の相談者のデータを溜めたものと、メールのやり取りをするパソコンは別々に扱うのだというのがあったので、非常にセキュリティに気をつけているなと思ったのですが、そういったことも気をつけていただきたいと思います。以上です。
地域安全担当課長	はい、分かりました。
会長	ほかにございますか。ないようですので、諮問第52号、諮問第53号、諮問第54号は決定といたします。報告第28号、報告第29号は受けたことといたします。いままでにご審議いただいた諮問事項について、これで答申をしていきたいと思いますが、事務から案文を配布してください。

	この内容でよろしいですか。
	(異議なし)
会長	それでは、この答申文を情報・法務担当部長にお渡しいたします。
	(答申文手交)
会長	それでは、その他の案件として、一般報告を主管課から説明をお願いします。
一般報告	
産業振興センター 副参事	<p>就労センター業務について。就労センターと福祉事務所等の関係機関との情報共有・連携に関する個人情報の取扱いについては、前回の審議会において、次回の審議会までに個人情報の取扱いについての課題を整理することになっておりましたので、ご報告申し上げます。就労支援センターでは、ハローワーク新宿と一緒に、求職者の就労と、区内の事業所の求人を支援することを目的に、12月3日に産業商工会館内に設立します。就労意欲がある人たちの中には、コミュニケーション力の不足、心の問題、職業観など、就労を阻害する要員を抱えているケースが見られます。現在は区の関係する各機関が個別に就労相談や、支援を行っていますが、今後は互いに情報を共有し、連携して支援を行っていく、「複線型支援」と、相談から就労、その後の定着まで、寄り添いながら継続的に支援する「伴走型支援」が必要とされています。特に15歳から34歳以下の若者の就労環境は、厳しい状況にあります。若者を重点対象に、就労支援センター、福祉事務所、社会教育センター、保健センター等が、情報共有・連携して、就労支援を行っていきます。この関係機関の連携による「複線型支援」の実施に当たり、必要となる個人情報は、直接本人から収集するとともに、本人同意による目的外利用及び外部提供で取り扱うこととし、本人同意によらない目的外利用及び外部提供は行わないことといたします。私からは以上です。</p>
会長	ただいまの説明について質問はよろしいでしょうか。
委員	<p>データはどのくらいの期間保存しておくのかお聞きします。というのは、継続的な支援が必要であるということは、そのとおりだと思います。人によっては、一旦就労相談をしながら、途中でやめてしまい、また1年ぐらい経って、またお願いしますと来る方もいらっしゃるかもしれません。そういったときに、古いデータを消してしまうと、ちょっと支障があるかもしれないと思います。また、同時に、長期間保存しておくことは、どこまで適正なのかということも、私としては懸念としても同時にあるのです。どのように対処するのですか。</p>
産業振興センター 副参事	<p>個々の相談者の方のご事情により違うかと思いますが、概ね5年程度を考えています。</p>
会長	よろしいですか。ほかにないようでしたら、本日の議題は以上ですが、事務局からほかに何かありますか。
情報政策課長	長時間ありがとうございました。次回の審議会は、平成24年12月25日

	(火)午後2時から、場所は本日と同じこの第4会議室を予定しています。年末のお忙しい時期ですが、よろしく願いをいたします。以上です。
会長	それでは、以上で第3回杉並区情報公開・個人情報審議会を終了いたします。ありがとうございました。